

第6期松阪市障がい福祉計画
第2期松阪市障がい児福祉計画

令和3年3月

松阪市

【目次】

第1部	障がい福祉・障がい児福祉計画	1
第1章	障がい福祉・障がい児福祉計画の性質と計画期間	3
第1節	計画の性質	3
第2節	計画の構成と期間	3
第2章	障がい福祉・障がい児福祉計画における目標	5
第1節	成果指標の設定	5
第3章	障害福祉サービス等の見込み	14
第1節	障害福祉サービス等の見込量及び確保方策	14
第4章	地域生活支援事業の見込み	24
第1節	地域生活支援事業の見込量及び確保方策	24
第5章	障害児通所支援等の見込み	30
第1節	障害児通所支援等の見込量及び確保方策	30
第6章	計画の推進体制	33
第1節	関係機関との連携	33
第2節	計画の進行管理	33
第2部	資料編	35
1	用語解説	37

第1部 障がい福祉・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉・障がい児福祉計画の性質と計画期間

第1節 計画の性質

本計画は「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障がい福祉計画）及び「障がい福祉計画」と一体のものとして作成する「障がい児福祉計画」をあわせた計画として策定するものです。また、本計画は「第5期松阪市障がい者計画」との整合性を確保したものとなっています。

第2節 計画の構成と期間

いずれの計画もその計画期間を3年間（令和3年度～令和5年度）とします。

■本計画の構成■

策定する計画	計画期間	計画の概要
第5期松阪市障がい者計画	令和3～8年度（6年間）	障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障がい者が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
第6期松阪市障がい福祉計画	令和3～5年度（3年間）	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
第2期松阪市障がい児福祉計画		児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

「障がい者計画」は本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有しています。

「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は「障がい者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス、障害児通所支援等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第7項に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は障がい者計画等の障がい者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障がい者計画と障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の性格■

障がい者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第2章 障がい福祉・障がい児福祉計画における目標

第1節 成果指標の設定

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮してそれぞれ成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び三重県の策定方針に基づいて、以下に定める7項目について、成果目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

【目標設定にあたっての考え方】

国、県の動向等を鑑みつつ、以下のように定めます。

■数値目標等■

項目		数値
	令和元年度末時点の入所者数（A）	168人
	令和5年度末時点の入所者数（B）	165人
【目標値】	施設入所者の削減見込み（A－B）	3人
		(1.79%)
【目標値】	地域生活移行者数 ※令和元年度末に施設に入所していた者のうち、令和5年度末に地域生活へ移行している者の目標数	11人
		(6.55%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

1. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3. 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

上記の国の基本指針に基づく目標値は三重県が設定するものとされています。本市においては、三重県が設定する目標値を参考に、県や周辺自治体等と連携し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を松阪・多気圏域において設定していきます。

■数値目標等■

項目		数値等
【目標値】	関係機関との協議の場の設定	実施

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、親亡き後の課題は、全国的な課題の1つとなっています。緊急時の受け入れなど、地域生活拠点等に求められる機能を果たせるよう、令和5年度末までに松阪・多気圏域において地域生活支援拠点を1か所整備することを目指します。

■数値目標等■

項目		数値
【目標値】	令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1か所
		(圏域での整備)
	令和3年度中の検証・検討数	0回
	令和4年度中の検証・検討数	0回
	令和5年度中の検証・検討数	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- ・ 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

令和元年度における本市の一般就労への移行者数は年間7人となっています。

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型について、それぞれ令和元年度の一般就労への移行実績より1人ずつの増加を見込みます。

また、就労定着支援事業を積極的に活用するため、関係する事業所等との連携を図っていきます。

■目標値の設定（福祉施設から一般就労への移行等）■

項目		数値
	令和元年度の一般就労移行者数	7人
【目標値】	令和5年度の一般就労移行者数	10人
		1.4倍
	令和元年度就労移行支援移行者数	2人
【目標値】	令和5年度就労移行支援の移行者数	3人
		150.0%
	令和元年度就労継続支援A型の移行者数	1人
【目標値】	令和5年度就労継続支援A型の移行者数	2人
		200.0%
	令和元年度就労継続支援B型の移行者数	4人
【目標値】	令和5年度就労継続支援B型の移行者数	5人
		125.0%

項目		数値
【目標値】	令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数	7人
【目標値】	令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数の割合	70.0%
【目標値】	令和5年度における就労定着支援事業所数（A）	1か所
【目標値】	令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数（B）	1か所
【目標値】	令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合（B/A）	100.0%

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

【国の基本指針】

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【目標設定にあたっての考え方】

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターは市内に1か所設置しています。引き続き、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実を目指します。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を引き続き図ります。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を地域ネットワーク（みえる輪ネット）において位置づけるほか、松阪・多気圏域におけるコーディネーターの配置を目指します。

■数値目標等■

項目		数値等
【目標値】	令和5年度末の児童発達支援センターの設置数・設置単位	1か所 (市単独での整備)
【目標値】	令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所 (市単独での設置)
【目標値】	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実施単位	児童発達支援事業所 3か所 (市単独での確保)
		放課後等デイサービス事業所 3か所 (市単独での確保)
【目標値】	令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	地域ネットワークを協議の場とする。
【目標値】	令和5年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	圏域での配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

※別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

地域の相談支援体制の強化

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

【目標設定にあたっての考え方】

地域における様々な課題の把握や相談支援事業所、関係機関等との連携強化に努め、基幹相談支援センター設置に関する検討も含めた相談支援体制の充実・強化を図ります。

相談支援事業者等は、障がいのある人等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。このため、市においては、福祉に関する各般の問題について相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

■数値目標等■

項目		数値等
【目標値】	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市単独で整備

■相談支援体制の充実・強化のための取り組み■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言件数 (件)	48	48	48
地域の相談支援事業者の人材育成	支援件数 (件)	30	30	30
地域の相談機関との連携強化の取り組み	実施回数 (回)	24	24	24

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

※別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

指導監査結果の関係市町村との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

【目標設定にあたっての考え方】

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。そのため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加を促し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解促進を図ります。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築とともに、県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を共有する体制の構築を図ります。

■数値目標等■

項目		数値等
【目標値】	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施

■障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	体制構築の有無	あり	あり	あり
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制構築の有無	あり	あり	あり

第3章 障害福祉サービス等の見込み

第1節 障害福祉サービス等の見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

①サービスの利用実績

訪問系サービスは、令和元年度までは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度見込みでは重度訪問介護及び同行援護など一部サービスにおいて減少しています。

■訪問系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護	利用量 (人日/月)	4,511	4,626	4,773
	利用者数 (人/月)	338	347	345
重度訪問介護	利用量 (人日/月)	272	272	260
	利用者数 (人/月)	9	9	9
同行援護	利用量 (人日/月)	222	237	198
	利用者数 (人/月)	26	29	27
行動援護	利用量 (人日/月)	38	71	95
	利用者数 (人/月)	10	13	11
重度障害者等 包括支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

②サービス見込量と確保のための方策

今後は高齢化が進み、障がいの重度化も懸念され、今後も利用が増えることを見込み、以下のように設定します。引き続き、サービスの提供にあたっては専門的な技術を有する事業所等の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用量 (人日/月)	4,925	4,980	5,035
	利用者数 (人/月)	349	358	368
重度訪問介護	利用量 (人日/月)	272	302	332
	利用者数 (人/月)	9	10	11
同行援護	利用量 (人日/月)	237	245	253
	利用者数 (人/月)	29	30	31
行動援護	利用量 (人日/月)	105	110	115
	利用者数 (人/月)	13	14	15
重度障害者等 包括支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の仕事所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

区分	実施内容
療養介護	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。</p>
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

①サービスの利用実績

日中活動系サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じているサービスがあるものの、各年度を通じて概ね増加傾向で推移しています。特に、就労系サービスにおいて、利用量の増加が顕著です。

■日中活動系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活介護	利用量 (人日/月)	8,657	8,789	9,078
	利用者数 (人/月)	430	421	428
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	22	41	9
	利用者数 (人/月)	2	2	1
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	129	106	126
	利用者数 (人/月)	21	20	15
就労移行支援	利用量 (人日/月)	288	411	329
	利用者数 (人/月)	18	24	18
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日/月)	2,540	2,672	2,694
	利用者数 (人/月)	122	130	131
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日/月)	5,728	6,380	6,715
	利用者数 (人/月)	332	367	374
就労定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	2
療養介護	利用者数 (人/月)	26	26	25
短期入所 (福祉型・医療型)	利用量 (人日/月)	584	548	481
	利用者数 (人/月)	83	86	65

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

②サービス見込量と確保のための方策

県や障害福祉サービス事業所と連携しながら障がいの特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■日中活動系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用量 (人日/月)	9,377	9,685	10,003
	利用者数 (人/月)	435	442	449
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	41	41	41
	利用者数 (人/月)	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	129	129	129
	利用者数 (人/月)	21	21	21
就労移行支援	利用量 (人日/月)	411	445	479
	利用者数 (人/月)	24	26	28
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日/月)	2,834	2,981	3,136
	利用者数 (人/月)	140	149	159
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日/月)	7,068	7,439	7,830
	利用者数 (人/月)	385	396	408
就労定着支援	利用者数 (人/月)	2	3	7
療養介護	利用者数 (人/月)	26	26	26
短期入所 (福祉型・医療型)	利用量 (人日/月)	567	586	605
	利用者数 (人/月)	89	92	95

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。
 ※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
自立生活援助	<p>集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。</p>
施設入所支援	<p>施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。</p> <p>生活介護などの日中活動と併せて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。</p>

①サービスの利用実績

自立生活援助は事業を行う事業所が市内にないことから、利用者はいません。共同生活援助の利用が増加傾向にあります。また、施設入所支援の利用は減少傾向にあります。

■居住系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	129	131	136
施設入所支援	利用者数 (人/月)	181	177	172

※利用者数(人/月)は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

②サービス見込量と確保のための方策

地域生活への移行を考慮し、グループホームの利用はやや増加することを見込みます。

県や障害福祉サービス事業所と連携しながら障がいの特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、地域生活支援拠点は、令和5年度末までに整備を目指します。

■居住系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	150	164	184
	整備見込定員 (人)	14	14	20
施設入所支援	利用者数 (人/月)	169	167	165
地域生活支援拠点等	整備数 (か所)	0	0	1
	検証・検討数 (回)	0	0	1

※利用者数(人/月)は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

(4) 相談支援

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

①サービスの利用実績

計画相談支援は障害福祉サービスの充実や相談支援体制の強化により、増加しています。地域移行支援と地域定着支援は、サービス提供事業所が市内に1か所となっており、利用は伸びていない状況です。

■サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	238	293	334
地域移行支援	利用者数 (人/月)	2	2	2
地域定着支援	利用者数 (人/月)	6	4	4

※利用者数(人/月)は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

②サービス見込量と確保のための方策

計画相談支援については、今後も増加することを見込み、事業者の確保に努めます。また、地域生活への移行を考慮し、地域移行支援、地域定着支援の利用を見込みます。

■サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	365	388	405
地域移行支援	利用者数 (人/月)	3	3	3
地域定着支援	利用者数 (人/月)	4	4	4

※利用者数(人/月)は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

(1) 本市が実施する事業

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、以下に定めるサービスの提供を進めていきます。

本市が実施している事業は以下のとおりです。

■地域生活支援事業（必須事業）の内容■

区分	実施内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催・啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能の障がいにより意思疎通を図ることが困難な人に対し、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所に設置します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進及び、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

区分	実施内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

また、本市では任意事業として以下の事業を行っています。

■地域生活支援事業（任意事業）の内容■

区分	実施内容	
日常生活支援	日中一時支援	介護者が疾病等の理由で一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行います。
	重度身体障がい者訪問入浴	本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行います。
	重度障がい者訓練事業	松阪市在住の重度身体障がい者または重度心身障がい児とその家族が、機能訓練士等専門職員の指導のもとに機能回復訓練等を実施します。
	知的障がい者（児）生活訓練事業	知的障がい者が自立した日常生活ができるよう、家事その他の訓練を行います。
	障がい者等機能訓練事業	身体障がい者の身体機能の維持・向上のため、機能訓練士の指導のもとで、家族とともに機能訓練を行います。
	視覚障がい者（児）生活訓練事業	重度の視覚障がい者の日常生活の維持・向上のため、自宅等生活圏域において、歩行・家事・コミュニケーション支援を行います。
社会参加支援	知的障がい者（児）体育レクリエーション	自宅に引きこもりがちな知的障がい者（児）の交流及び社会参加のため、運動をとり入れたレクリエーション事業を実施します。
	障害者福祉センター	障がい者の福祉増進のための創作的活動や社会適応訓練等を通じて、生きがいを高め、社会参加の促進を図ります。
	声の広報	視覚障がい者に対し、広報まつさかなどの公共の発行物を音声に録音し、配付します。
就業・就労支援	知的障がい者職親委託	知的障がい者の自立のため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の支援に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

(2) 事業の利用実績

本市が実施している地域生活支援事業の実績は以下に示すとおりです。

■地域生活支援事業（必須事業）の利用実績■

区分		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業		利用件数 (件)	15	20	16
成年後見制度法人 後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業		利用件数 (件)	327	280	373
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	5	10	10
	自立生活 支援用具	利用件数 (件)	42	32	42
	在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	35	34	35
	情報・意思 疎通支援用具	利用件数 (件)	33	42	42
	排泄管理 支援用具	利用件数 (件)	3,915	3,495	4,373
	居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数 (件)	4	7	7
手話奉仕員養成 研修事業		修了者数 (人)	11	15	12
移動支援事業		延利用時間数 (時間/月)	2,394	2,153	1,927
地域活動支援センター機能 強化事業		実施の有無	実施	実施	実施

■地域生活支援事業（任意事業）の利用実績■

区分		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
日常生活支援	日中一時支援	利用回数 (回)	36,239	39,331	41,710
	重度身体障がい者 訪問入浴	利用回数 (回)	695	785	621
	重度障がい者訓練 事業	参加者数 (人)	267	145	0
	知的障がい者（児） 生活訓練事業	参加者数 (人)	347	318	0
	障がい者等機能訓練 事業	参加者数 (人)	249	216	187
	視覚障がい者（児） 生活訓練事業	訓練回数 (回)	447	465	484
社会参加支援	知的障がい者（児） 体育レクリエーション	参加者数 (人)	280	200	0
	障害者福祉 センター	登録者数 (人)	2,056	1,768	1,323
	声の広報	発行数 (回)	12	12	12
就業・就労 支援	知的障がい者 職親委託	利用者数 (人)	6	6	6

(3) 地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保

障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活の支援を計画的・効果的に実施するため、事業の見込量を次のように設定します。

事業の実施にあたっては、関係機関との連携強化、利用ニーズの把握など、適切な事業の実施に努めます。

■地域生活支援事業（必須事業）の見込量■

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		利用件数 (件)	18	20	22
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業		利用件数 (件)	373	373	373
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	10	10	10
	自立生活支援用具	利用件数 (件)	42	42	42
	在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	35	35	35
	情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	42	42	42
	排泄管理支援用具	利用件数 (件)	3,928	3,928	3,928
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数 (件)	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業		修了者数 (人)	16	0	18
移動支援事業		延利用時間数 (時間/月)	2,153	2,153	2,153
地域活動支援センター機能強化事業		実施の有無	実施	実施	実施

■地域生活支援事業（任意事業）の見込量■

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援	日中一時支援	利用回数 (回)	41,399	41,091	40,785
	重度身体障がい者 訪問入浴	利用回数 (回)	785	785	785
	重度障がい者訓練 事業	参加者数 (人)	145	145	145
	知的障がい者（児） 生活訓練事業	参加者数 (人)	318	318	318
	障がい者等機能訓練 事業	参加者数 (人)	216	216	216
	視覚障がい者（児） 生活訓練事業	訓練回数 (回)	484	484	484
社会参加支援	知的障がい者（児） 体育レクリエーション	参加者数 (人)	200	200	200
	障害者福祉 センター	参加者数 (人)	1,768	1,768	1,768
	声の広報	発行数 (回)	12	12	12
就業・就労 支援	知的障がい者 職親委託	利用者数 (人)	6	6	6

第5章 障害児通所支援等の見込み

第1節 障害児通所支援等の見込量及び確保方策

(1) 障がい児等を対象としたサービス

障がいのある児童等を対象とした支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもが、障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

①サービスの利用実績

障害児通所支援等の利用は増加しているものの、その伸びは鈍化傾向がみられます。

■障害児通所支援等の利用実績■

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	利用量 (人日/月)	875	778	934
	利用者数 (人/月)	194	188	199
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	3,291	3,962	4,342
	利用者数 (人/月)	281	339	373
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	0	0	1
	利用者数 (人/月)	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	1
	利用者数 (人/月)	0	0	1
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	136	146	151
医療的ケア児に対する 関連分野支援コーディネーターの配置数	配置人数 (人)	0	0	0

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

②サービス見込量と確保のための方策

障がいのある子どもの支援ニーズが高まっていることを踏まえ、相談支援から実際のサービスの利用まで、支援を必要とする子どもが適切なサービスを受けることができるよう、各サービスの提供体制を構築していきます。

■障害児通所支援等の見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用量 (人日/月)	965	997	1,030
	利用者数 (人/月)	205	211	217
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	4,557	4,708	4,814
	利用者数 (人/月)	393	407	417
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	6	9	12
	利用者数 (人/月)	2	3	4
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	3	3	3
	利用者数 (人/月)	1	1	1
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	161	171	182
医療的ケア児に対する 関連分野支援コーディネーターの配置数	配置人数 (人)	0	0	1

※利用量（人日/月）は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数（人/月）は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。松阪市総合計画及び松阪市地域福祉計画をはじめとする他計画の動向も考慮しつつ、障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう、施策の効果的な推進に努めます。

また、行政だけでは障がい者を支えるサービスを提供することはできません。サービス事業所や保健・医療機関など、市の内外で活動する団体、機関などとも連携し、市内に居住する障がい者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。さらに、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、松阪市障がい者地域自立支援協議会において、定期的に計画の進捗状況の点検・報告及び評価を行います。

広域での取り組みが必要と考えられるものについては、松阪・多気圏域地域自立支援連絡協議会等を通じて県・国への提案を行います。

第 2 部 資料編

1 用語解説

○医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

○権利擁護

自己の権利の主張や援助を要求するための意思表示が困難な障がいのある人などに代わって、第三者が代理としてその権利の行使や支援を要求すること。

○児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設となっている。

○自立

福祉分野においては、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障がいを持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」を意味する。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

○地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

○特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。

○難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める「障害者（児）」の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

**第 6 期松阪市障がい福祉計画
第 2 期松阪市障がい児福祉計画**

発行日	令和 3 年 3 月
発行	松阪市 健康福祉部障がい福祉課 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
TEL	0598-53-4059
FAX	0598-26-9113
E-Mail	shogai.div@city.matsusaka.mie.jp
Web Site	https://www.city.matsusaka.mie.jp/